

# 橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物処理手数料条例施行規則

平成 21 年 6 月 18 日

規 則 第 7 号

改正 平成 30 年 3 月 22 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物処理手数料条例（平成 20 年条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収方法)

第 2 条 条例第 2 条に定める手数料は、その都度徴収する。ただし、官公署その他管理者が必要と認めるものについては、1 月ごとに徴収することができる。

(減免手続)

第 3 条 条例第 4 条の規定による手数料の減免を受けようとするものは、関係市町の長が発行する手数料減免承認書を廃棄物搬入時に、ごみ処理場へ提出し、又は提示しなければならない。

(その他)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。